

部会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 学術・教育委員会のもとに、以下に掲げる部会を設置する。

- (1) 微生物学・寄生虫学部会
- (2) 病理学・細胞診部会
- (3) 臨床化学部会
- (4) 血液学部会
- (5) 免疫血清学部会
- (6) 循環生理学部会
- (7) 神経生理学部会
- (8) 呼吸生理学部会
- (9) 緊急検査部会
- (10) 一般検査部会
- (11) 遺伝子検査学部会
- (12) P O C T部会

(部会の構成)

第3条 前条に定める各部会の部会員（以下「部会員」という。）は、正会員により構成するものとする。

- 2 正会員は、1つ若しくは複数の部会に所属しなければならない。
- 3 正会員は、本法人への入会申込みの際に、自己の専門分野を考慮の上、希望する部会を選択して申し出ることとする。
- 4 正会員がその所属部会を変更又は追加するときは、学術・教育委員会委員長に、その旨を申し出ることとする。

(部会の組織)

第4条 部会長1名を置き、副部会長1ないし2名を置くことができる。

- 2 部会長は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 3 副部長は、部長が部会員の中から選任する。
- 4 部長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 副部長の任期は、部長の任期と同一とする。
- 6 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
- 7 部長は、他の部長を兼ねることができない。
- 8 部会員は、試験実行委員を兼ねることを妨げない。

(部会の任務)

第5条 部会は、講習会を主催、運営する。講習会実施にあたり、部会は、テキストを作成する等十分な準備を行うものとする。

- 2 部会は、臨床検査士資格認定試験の質を担保する組織として学術の進歩に即した出題範囲・出題基準を作成する。
- 3 部会は、臨床検査士資格認定試験の客観性、公平性を確保するために、試験委員会の設定した試験の判定方法と判定基準が適正かどうかを評価する。
- 4 部会は、その任務を全うするため、常にその専門性を高めるよう努めなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この規程は、当法人が公益認定を受けた日から施行する。

平成26年 3月28日制定

平成28年 9月 1日改定

平成30年 6月25日改定

平成30年11月16日改定

令和2年11月29日改定